

事前相談窓口

【金融機関】

広島銀行廿日市支店
新宮 1-9-34 TEL 0829-31-0141
山口銀行廿日市支店
串戸 2-9-12 TEL 0829-31-2010
もみじ銀行廿日市支店
可愛 12-14 TEL 0829-32-3271
もみじ銀行宮内支店
宮内 1070-1 TEL 0829-38-1211
広島信用金庫廿日市中央支店
下平良 1-1-36 TEL 0829-32-4111
広島県信用組合廿日市支店
串戸 4-9-53 TEL 0829-32-1500
J A 佐伯中央本店（融資課）
宮内 4473-1 TEL 0829-39-3213

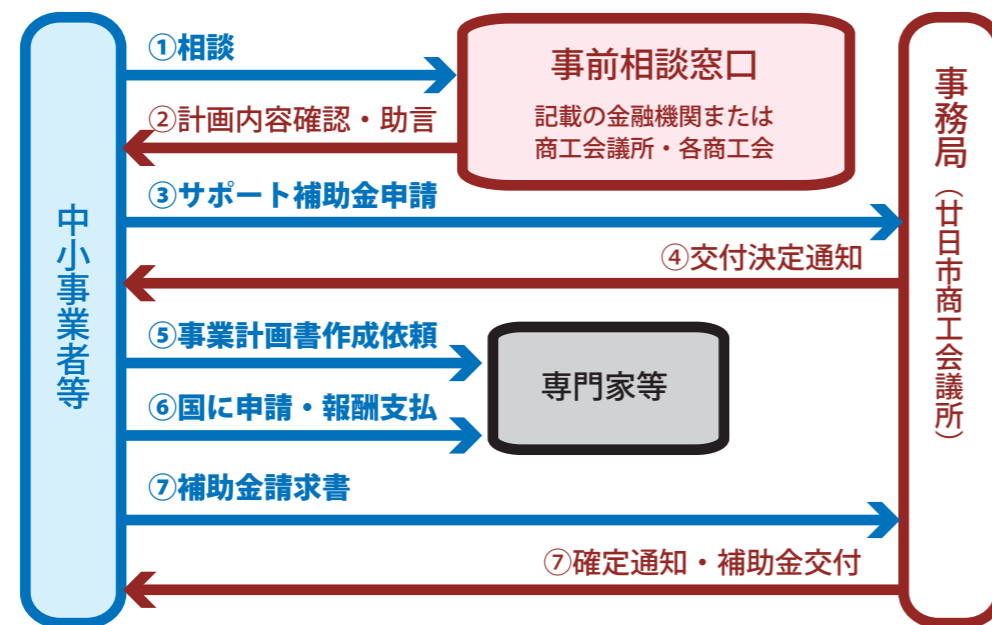
広島市信用組合廿日市支店
廿日市 1-6-1 TEL 0829-31-0168
広島市信用組合宮内支店
宮内 4-8-13 TEL 0829-38-6711

【商工会・商工会議所】

廿日市商工会議所
本町 5-1 TEL 0829-20-0021
佐伯商工会
津田 1963-3 TEL 0829-72-0690
大野町商工会
大野 1-1-27 TEL 0829-55-3111
宮島町商工会
宮島町 527-1 TEL0829-44-2828

申請方法

まずは上記の事前相談窓口に相談してください（要予約）。



申請先

新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会
廿日市商工会議所
〒738-0015 廿日市市本町 5-1 電話：0829-20-0021 FAX：0829-20-0022

申請書類

- ◎国の制度活用サポート補助金申請書
 <<添付書類>>
 ①誓約書及び同意書
 ②事業を行っていることが確認できる書類（A～C）
 A ■法人 直近の法人事業概況説明書の写し（受付印があるもの）
 ■個人 直近の確定申告書第一表の写し（受付印があるもの）
 ※創業後申告時期が未到来の場合は、法人設立届出書又は開業届出書の写し
 B 本人確認書類の写し（個人事業主の場合）
 C 事業概要書及び営業許可書（必要な業種のみ）の写し

書類の様式データは

今こそ廿日市

検索

<https://imakoso.jp/kunisapo/>



令和4年度 国の制度活用サポート補助金

国の「事業再構築補助金」及び「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」を活用して、新分野展開等の取組又は設備投資による生産プロセスの改善等の取組を行う中小企業等の支援を目的として、当該補助金の申請に係る計画書作成費等（専門家費用など）を補助します。

支給額

1事業者当たり1回 上限 **20**万円 ※補助率 10/10

※国の採択・不採択に関わらず申請可能
 ※不採択の場合は2回目（上限10万円）申請可能（1事業者2回まで申請可能）

申請期間

令和4年5月16日～令和5年2月末日（予算上限に達し次第メ切）

対象者

中小企業基本法第2条に定める中小企業者等で、次のすべての要件を満たすもの

- ① 廿日市市に事業所（法人の場合は本社）があるもの
 - ② 今後1年以上事業を継続する予定であるもの
 - ③ 市税等を滞納していないもの
 - ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及び暴力団員等に該当しないもの
- ※上記以外にも要件がありますので、詳しくは補助金交付要綱をご確認ください

【対象外となるもの】

性風俗関連特殊営業、賭博等、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるもの
 一般社団法人、公益社団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、NPO法人、任意団体等

交付条件

廿日市市新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会に属する金融機関・商工会等に事前相談を行い、補助対象経費を支払うこと

別記「事前相談窓口」に記載された市内の金融機関または商工会議所・商工会に事前に相談し、資金計画等のアドバイスを受けて事業計画を作成すること。なお、国に申請したことがわかる書類を補助金請求時に提出すること。

補助対象

国の【事業再構築補助金】又は【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】の申請に必要な事業計画策定のためにコンサルタント・専門家・認定支援機関等（注）に支払った報酬

（例）事業計画書作成費としてコンサルタントに20万円（税抜き）を支払った⇒20万円（補助金交付額）

（注）事前相談した金融機関・商工会等が適当であると認められた者に限る

《その他注意事項》

- ※1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとし、実行委員長の交付決定日から令和5年2月末日までに支払った報酬であること
- ※2 補助金の額は、公租公課（消費税及び地方消費税相当額等）を除いた額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- ※3 補助金の申請は、1回目の補助金申請で国の事業採択を受けていない事業者に限り、2回目まで可とする。
- ※4 国、県、他の自治体、廿日市市及び実行委員会からこの要綱の規定による補助金以外の補助金を受けていない経費であること。
- ※5 補助対象経費の支払い方法は、銀行振込又は現金決済のみ有効（カード決済等は対象外）